



名寄市 通学路安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 30 年 10 月策定

令和 4 年 10 月改正

令和 6 年 10 月改正

名寄市通学路安全推進会議

1 プログラム作成の背景及び目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことにより、文部科学省、国土交通省および警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国の自治体に要請がありました。

名寄市では、平成24年7月～8月に小学校の通学路において、名寄警察署、上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所、名寄市教育委員会、名寄市建設水道部都市整備課・市民部環境生活課、学校関係者等が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策をこれまで講じてまいりました。

また、平成25年には、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進するため、各自治体における推進体制の構築や基本的方針の策定・公表などについて、上記の3省庁より追加通知があったところです。

そこで、名寄市においては関係機関の連携体制を構築し、登下校時における安全確保をさらに確実に図るため、「名寄市通学路安全プログラム」を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう計画的かつ継続的に通学路の安全対策に努めてまいります。

2 名寄市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。本プログラムは、この推進会議で議論し、策定したものです。

- ・名寄警察署
- ・上川総合振興局 旭川建設管理部士別出張所・美深出張所
- ・国土交通省北海道開発局 旭川開発建設部士別道路事務所
- ・名寄市校長会
- ・名寄市PTA連合会
- ・名寄市建設水道部都市整備課
- ・名寄市市民部環境生活課
- ・名寄市総務部防災担当
- ・名寄市児童センター
- ・名寄市教育委員会学校教育課

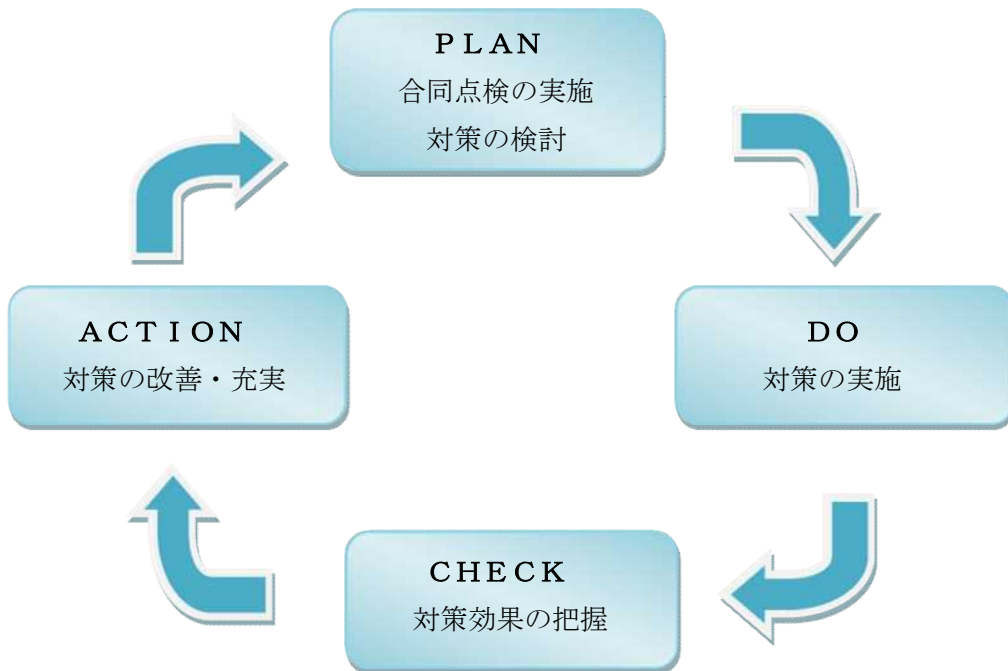
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保を推進するため、合同点検を行うなど、効果的な対

策を実施するとともに、効果の検証も行いながら対策の改善・充実を図ります。

これらの取り組みをPDC Aサイクルとして繰り返し実施し、さらなる安全性の向上を図ります。



(2) 合同点検の実施

推進会議において小・中・義務教育学校通学路の安全確保のための重点課題を設定し、必要に応じて道路管理者、警察、学校関係者等による合同点検を実施します。

(3) 対策の検討・実施

対策を必要とする箇所について、箇所ごとに歩道の整備や防護柵の設置などのハード対策および交通規制や交通安全教育などのソフト対策等具体的な実施メニューを検討し、対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(4) 対策の効果の検証

対策実施後の箇所について、実際に効果が上がっているのか、児童生徒が安全になったと感じているかどうか等、必要に応じ学校に聞き取りするなどして検証します。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も、効果の検証を踏まえて対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図, 箇所一覧表の公表

学校ごとの点検・対策内容は「対策一覧表」「対策箇所図」を作成し、公表します。